

入札公告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第148条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月4日

福井南警察署長

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 案件の名称
福井南警察署被留置者用弁当の購入に伴う単価契約
- (2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の品名および予定数量
被留置者用弁当 朝食 1,600食
 昼食 1,600食
 夕食 1,600食
- (3) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
- (4) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
（当該競争入札の落札決定の効果は、令和6年度当初予算発効時において生じる。）
- (5) 履行場所
福井市江守中町6-18-2 福井南警察署

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

- を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

本入札は、電子入札システムを用いない。

4 入札説明書等の交付

入札説明書等の交付場所、入札に関する問い合わせ先および契約条項を示す場所
〒918-8025 福井市江守中町6-18-2 福井南警察署会計課
電話 0776-34-0110（内線231）

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（入札説明書の様式1）に、誓約書（入札説明書の様式2）仕様書の条件に適合することを証明する仕様適合証明書（入札説明書の様式3）その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年3月4日（月）8時30分から令和6年3月11日（月）（土曜日、日曜日を除く。）17時まで。ただしいずれの日も、8時30分から17時までの間とする。

(2) 提出先

4に同じ

(3) 申請書等の提出方法

持参または配達記録の残る書留郵便等（提出締切日時までに必着）により、提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等

(1) 入札書の提出期間

令和6年3月18日（月）8時30分から令和6年3月21日（木）（土曜日、日曜日、祝日を除く。）17時までの間。ただし、いずれの日も、8時30分から17時までの間とする。

(2) 入札書の提出先

4に同じ

(3) 入札書の提出方法

5（3）に同じ

(4) 開札日時

令和6年3月22日（金）10時

(5) 開札場所

7 入札の方法

入札書(入札説明書の様式5)に記載する金額は、品名ごとの単価を記載し、かつ、見積単価に品名ごとの予定数量を乗じて得た金額の総額(合計額)を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)がそれぞれの予定価格(単価)の範囲内である入札をした者で入札書記載の入札総額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

なお、当該競争入札の落札決定の効果は、令和6年度予算発効時において生じる。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

- (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。